



# 議会だより

令和 2 年 11 月 1 日 発行  
 発行 青森県上北郡横浜町議会  
 〒039-4145  
 青森県上北郡横浜町字寺下 35  
 電話 (0175) 78-2111  
 F A X (0175) 78-2118  
 編集 議会広報編集委員会

## 横浜町産業消費拡大イベント事業 『よこはマルシェ』



撮影日：令和 2 年 10 月 3 日

● 第 3 回定例町議会 審議した主な内容 ..... P 2 ~

● 令和元年度町の家計簿中身を公開 ..... P 4 ~

● 令和元年度決算審査特別委員会 ..... P 6 ~

● 一般質問 5 人登壇 ..... P 7 ~

# 令和2年 第3回定例町議会

9月定例会は、9月4日(金)から9月9日(水)までの6日間の会期日程で慎重審議いたしました。

初日、町長より提案理由の説明があり、報告2件、条例1件、物品売買契約1件、人事案2件、補正予算案6件、決算認定6件、合計18案件を慎重審査し、特別委員会で、令和元年度一般会計歳入歳出決算を原案のとおり可決、認定しました。

一般質問では5名が登壇し、ふるさと納税について、リモートによる定例会議の画像配信について、横浜町地域農業再生協議会の情報不開示について、コロナとの新生活への支援と体制についてなど多方面にわたり論戦を展開しました。

## 審議した議案と議決の結果

### 報告

◎株式会社よこはまロマン創社の経営状況の報告について  
令和元年度の売上高は1億3,515万3千円で前年度比300万7千円、2.3%増となっております。

### 条例案

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の開示について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、横浜町の財政健全化判断比率の報告をするもので、実質赤字比率、連結

実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準を下回っております。  
(詳細は5ページに掲載)

◎横浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の

簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

等の一部を改正する法律」が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、既存の個人番号通知カードが廃止されたこと等により横浜町手数料徴収条例の一部を改正。

### 人事案件

◎横浜町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

#### 任期

令和2年10月5日から  
令和6年10月4日まで

#### 教育委員

岡本進氏

◎横浜町監査委員選任について

#### 任期

令和2年11月21日から  
令和6年11月20日まで

#### 監査委員

鳥山明夫氏

◎物品売買契約の締結について  
令和2年8月25日入札の結果、落札者が決定したので令和2年8月27日付けで仮契約を締結した横浜町小・中学校情報機器等購入事業について、横浜町議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

事業名 横浜町小・中学校情報機器等購入事業

契約金額 3,503万5千円

契約の相手方 青森市古川2丁目20番地3  
株式会社内田洋行ITソリューションズ  
東北支店青森営業所長 小林 義雄

## 《令和2年度 補正予算》

### ◆一般会計

歳入歳出それぞれ1億2,814万円を追加し、予算総額を46億5,693万3千円とする。

#### \*歳入\*(主なもの)

- ・町税(個人) 740万円増額
- ・総務費国庫補助金 1億6,437万1千円増額
- ・普通交付税 2,774万5千円増額
- ・財政調整基金繰入金 1億6,063万4千円減額

#### \*歳出\*(主なもの)

- ・財産管理費 1,043万3千円増額 ※中継用のカメラ・モニターを導入し庁舎内の別室で傍聴が可能となります。ソーシャルディスタンスを考慮した傍聴を実施。  
(議会放映システム整備工事)
- ・賦課経費 2,341万円増額 ※時間や曜日を気にすることなく町県民税等の各種税金を電子アプリやコンビニで納付が可能となります。  
(町税キャッシュレス収納等業務委託料)
- ・情報システム費 665万増額 ※今後行われるオンライン会議等に参加できる環境を整える。  
(Wed会議用ネット回線整備工事)
- ・特産物加工品開発・生産強化事業費 2,760万円計上 ※コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒機器等の導入を行う。  
(特産物加工センター調理機器等導入)

### ◆特別会計

#### ◎国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ826万5千円を追加し、予算総額を6億7,557万9千円とする。

#### ◎介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ6,819万5千円を追加し、予算総額を7億6,957万6千円とする。

#### ◎後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ183万9千円を追加し、予算総額を6,010万7千円とする。

#### ◎百目木地区農業集落排水事業特別会計

歳入歳出それぞれ7千円を追加し、予算総額を4,435万5千円とする。

#### ◎水道事業会計

- 3条予算の「収益的収入及び支出」の収入 補正はありません
- 〃 の支出 営業費用を増額
- 4条予算の「資本的収入及び支出」の収入 工事負担金を増額
- 〃 の支出 建設改良費を増額



# 町の家計簿 中身を公開 令和元年度の決算を報告します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき財政指標を開示します。

令和元年度町の各会計歳入・歳出決算を認定しました。

みなさんが納めた税金をはじめ、国や県からの交付税や補助金などがどのように使われたかをお知らせします。

## ■一般会計

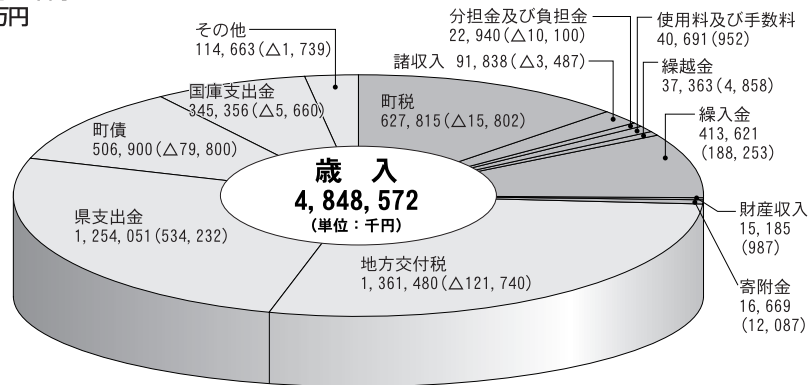
歳入決算額は48億4,857万2千円

歳出決算額は47億8,579万3千円

差し引き（黒字会計）6,277万9千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の6,277万9千円となり、このうち3,147万9千円を財政調整基金繰入金とし、残りの3,130万円を翌年度一般財源として繰越ししています。

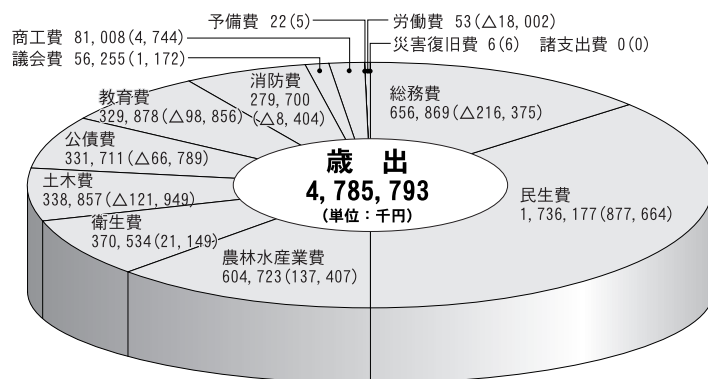
### 歳入 48億4,857万2千円(前年度比5億304万2千円増)

■自主財源 26.1% 12億6,612万2千円  
■依存財源 73.9% 35億8,245万円



※円グラフ数値の( )内は前年度との差

### 歳出 47億8,579万3千円(前年度比5億1,177万3千円増)



※円グラフ数値の( )内は前年度との差

### 大きい要因は

歳入では ●電源立地地域対策交付金の増により県支出金57.4%の減

●財政調整基金繰入金の皆増により繰入金55.6%の増

歳出では ●総務費～庁舎耐震補強及び改修工事の皆減により73.4%の減

●労働福祉費～保健・児童センター建設工事費の皆増により30.9%の増

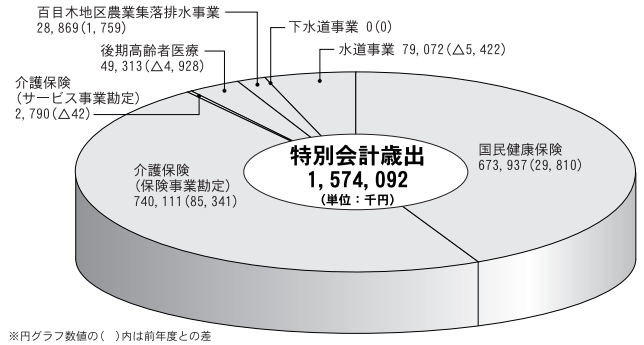
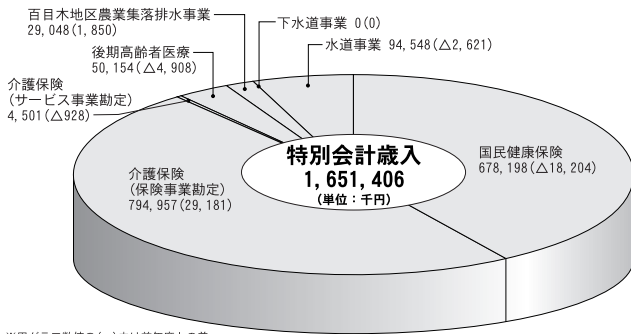
●水産業費～横浜町地区漁港施設機能強化事業の増により67.9%の増



# 特別会計

歳入 16億5,140万 6 千円(前年度比 437万円増)

歳出 15億7,409万 2 千円(前年度比 1億651万 8 千円増)



## 特別会計歳入歳出決算実質収支

(単位：千円)

|              | 国民健康保険  | 介護保険    | 後期高齢者医療 | 百目木地区<br>農業集落排水事業 | 水道事業   |
|--------------|---------|---------|---------|-------------------|--------|
| 歳入           | 678,198 | 799,458 | 50,154  | 29,048            | 94,548 |
| 歳出           | 673,937 | 742,901 | 49,313  | 28,869            | 79,072 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 0       | 0       | 0       | 0                 | 0      |
| 実質収支         | 4,262   | 56,557  | 841     | 179               | 15,476 |

### 国民健康保険特別会計

実質収支426万 2 千円のうち  
216万 2 千円を基金に繰り入れ  
210万円を翌年度一般財源として繰り越し



### 介護保険特別会計

実質収支5,655万 7 千円全額を  
翌年度一般財源として繰り越し



### 後期高齢者医療特別会計

実質収支84万 1 千円全額を  
翌年度一般財源として繰り越し



### 百目木地区農業集落排水事業特別会計

実質収支17万 9 千円全額を  
翌年度一般財源として繰り越し



### 水道事業会計

利益剰余金は1,546万 8 千円となり、  
法定積立金の100万円を差し引いた  
残りの1,446万 8 千円が翌年度への繰り越し



# 町の財政状況は健全

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき財政指標の開示をします。

## 令和元年度決算に基づく健全化判断比率

| 指標の名称     | 比率      | ⑤早期健全化基準  |
|-----------|---------|-----------|
| ①実質赤字比率   | — (%)   | 15.0 (%)  |
| ②連結実質赤字比率 | — (%)   | 20.0 (%)  |
| ③実質公債費比率  | 5.9 (%) | 25.0 (%)  |
| ④将来負担比率   | — (%)   | 350.0 (%) |

※実質赤字・連結実質赤字額が無い場合は—(なし)で記載

- ①実質赤字比率②連結実質赤字比率④将来負担比率⑥資金不足比率とも—%で発生しておりません。  
③実質公債費率5.9%で早期健全化比率を下回っています。

### (名称説明)

- ①一般会計、特別会計の歳出に対する歳入の不足額(赤字)を標準財政規模で示したもの  
②すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、町の歳出に対する歳入資金不足  
③すべての会計を対象として、標準財政規模の対する負債(借入金)の割合  
④額を標準財政規模で除したもの  
⑤標準財政規模に対する負債(借入金)の償還(返済)の場合

## 令和元年度決算に基づく資金不足比率

| 事業会計の名称           | ⑥比率   | 経営健全化基準  |
|-------------------|-------|----------|
| 水道事業会計            | — (%) | 20.0 (%) |
| 百目木地区農業集落排水事業特別会計 | — (%) |          |

\* 資金不足が無い場合は—(なし)で記載  
3事業とも資金不足比率が—(なし)のため健全経営となります。

- ⑥町財政収支が不均衡な状況や財政状況が悪化した状況において、標準財政規模に対する負債(借入金)残高の割合

※横浜町の標準財政規模は21億4,452万 7 千円です。

# 令和元年度6会計決算を認定

## 決算審査意見書

鳥山明夫  
代表監査委員



令和元年度決算審査の結果、各会計とも正確かつ正当であります。未収金については、年々改善の努力は見られますが財源確保のため一般会計、国保会計、水道会計、それぞれの特別会計ともに全職員一丸となって徴収促進に努めるよう希望します。又、財政健全化審査・経営健全化審査意見書についてはその基準を下回っていることを報告します。

## 決算審査特別委員会



委員長 澤谷松大

9月議会に提案された令和元年度横浜町一般会計・特別会計の決算認定は、決算審査特別委員会を設置、8日～9日の2日間、会計管理者及びそれぞれの担当部署から説明を受け慎重審査をいたしました。その結果一部反対意見もありましたが、厳しい財政状況の中でも健全かつ適正に予算が執行されていることを確認し、委員会意見を付し認定しました。



## 【主な質疑】

**問** 寄附金が1,666万9千円の内訳は。

**答** ふるさと納税で139万円、よこはま風力で1,377万9千円、ユースエナジーさんから100万円、一般の方から50万円の寄附を受け取っています。

**問** 固定資産税の償却資産分の内訳は。

**答** 元年度においては大型の風力が22基による収入が約1億1,540万円、小型風力10基による収入が309万円です。

**問** 当町のマイナンバーカードの加入率は。

**答** 令和2年度4月1日現在で交付が1,026名、人口に対する交付率の割合では22.4%で青森県内第一位の交付率です。

**問** ふるさと納税の特産品の内容は。

**答** 長芋やホタテ等その他菜の花プラザで販売している加工品、はちみつ、ドレッシング等の詰め合わせを贈呈しています。

**問** 防災用無線戸別受信機の設置場所と1台当たりの費用は。

**答** 介護施設等へ2機設置しており、1機当たりの設置費用は10～20万円です。

**問** 納税組合の件数は。現在24団体で、これ以上数が減らないように進めていきたいと思えます。

**問** 誘致企業の関係で、中々大手の企業を町へ呼ぶことは困難だと思っておりますが、じゃがいもの加工業者とか、ファーム関連の企業誘致の可能性についてどのように考えているのか。

**答** 誘致企業については現段階では新しい業者の誘致の話はありません。また、日ハム関連について

も新しい事業所を建てるという計画はありません。

**問** 農地中間管理機構の件数は。

**答** 農地中間管理機構の件数は27件、面積にして27万3,939㎡です。認定農業者及び新規就農者含めて令和2年3月31日現在で77名です。

## 【要望】

・敬老会の記念品をもっと記念に残るものにしてほしい。

・消防団出動招集を防災無線で放送してほしい。

・農家ばかりではなく、漁業者も高齢化が進み担い手が不足している。農家には経営安定対策や担い手対策があるが、漁業者には対策がほとんどない。よその町村の取り組みも注視しながら検討してほしい。

# 一般質問



菊地 英史 議員

## ふるさと納税を活用した町内経済活性化について

### 質問1

ふるさと納税は貴重な自主財源を確保するとともに、特産品や地元産品の販路拡大につながり、地域の農林水産商工業の振興に寄与することから、さらに推進することが必要と考えます。そこで伺います。

① 選択できる返礼品を検討してはどうか。

② 大手のポータルサイトに掲載し、全国にPRしてはどうか。

③ 贈呈する特産品の額は1割程度となっているが、3割程度まで引き上げてはどうか。

### 答弁(町長)

ポータルサイトを開設し、横浜町の地場産品の販路拡大に期待

① 返礼品については、寄附される方が町の地場産品である商品を選択できるようにするため、先般、商工会を介して事業者説明会を開催していただき、登録を希望する事業者が商品のパッケージ等を検討しているところであります。

② 町では今年度からポータルサイトを活用することとし、10月の開設に向けて現在準備を進めています。

③ 今年度から国の基準である3割程度まで引き上げることであります。

ポータルサイトを開設することで寄附額の増加はもちろんです、横浜町の地場産品の販路拡大につながることも期待しております。



### 質問2

防災行政用無線の放送について

防災行政用無線の放送内容が聞き取りにくいとご意見が多く、町民から聞かれます。そこで伺います。

① 安心と安全のまちづくりという観点で、聞き取りにくい家庭に対しての戸別受信機の設置を検討してはどうか。

② 横浜町防災メールを利用して放送内容を配信してはどうか。

### 答弁(町長)

防災行政用無線内容を防災メールで配信できるように進める

① 戸別受信機の1台あたりの設置費用は非常に高額であるため、放送内容が聞こえなかった又は聞き逃した場合には町のホームページや無料音声ガイドをご利用くださるようお願いしています。

② 災害時の避難所開設情報や避難勧告等については、防災行政用無線、

# 一般質問



橋本 円 議員

### 質問1

横浜町の健康(ヘルソウ)について

県内では横浜町は、男性が死亡比128.5で4位、女性は死亡比10

8.4で27位でありました。病は早期発見、早期治療により早く治ると言われています。できるだけ町民が若いうちから健康に関心を持ち、多くの町民に健診を受けてもらいたいと思います。そのため町としてどのような情報を発信していくのか、どのような指導をしていくのか伺います。

### 答弁(町長)

各団体・事業所等を通じた情報発信を行い、受診行動につながる啓発の機会を働きかけていく

当町における健診受診の課題としては、働き盛り世代の若い年代層の受診が伸び悩んでいる所にあります。

今後、この世代の方々により多く受けていただき、健康に関心を持ってもらうためには、従来の個人通知や広報等による周知に加え、関係機関との連携、とりわけ職域との連携が重要であり、各団体・事業所等を通じた情報発信を行い、受診行



動につながる啓発の機会を働さかけていく考えでありますのでご理解お願いいたします。

## 質問2

### リモートによる定例会の画像配信とIT環境の整備について

世界的に流行しています新型コロナウイルスによりリモートによる会議、授業などが多くなりました。リモートにすることで会社、学校での3密を避けクラスターにならないとの理由です。ライブでの配信もいいですが、定例会の様子を録画して町のホームページですらいつでも見ることができれば庁舎に来ることもなく設備が整っていれば全国どこでも見ることが出来ます。

また、新型コロナウイルスの影響で地方移住にも関心が集まっています。少しでも都会からUターンしてもらえればという気持ちでいっぱいだと思います。そのため町でIT環境を整えてもらえれば

と思います。

①定例会の画像をホームページで配信する考えはあるのか。

②IT環境の整備を進める考えはあるのか。

## 答弁(町長)

町のホームページを活用して町づくりを進め、町民が光通信を利用できる環境整備に努める

①今年度において議場に動画を撮影できるカメラを設置し、併せて1階の町民ロビー及び3階会議室にモニターを設置することとして計画をしており、この放映システムは整備により足の不自由な方や高齢者の方々が気軽に町議会での内容を知ることができるようになります。

また、このシステムは、録画をすることが可能であり、ライブでの配信はできませんが、議会閉会后にホームページでの閲覧は可能となりますので、配信方法については議会と共同で検討したいと思えます。

町のホームページは、IT環境における横浜町の玄関口と考えており、行政の情報を距離や時間に制約されない情報の基盤として捉え、今後も町民はもとより町外へも目を向け、広く町のPR活動や情報発信のため、町ホームページを活用しての町づくりを進めてまいりたいと思えます。

②当町では平成25年度に光通信ケーブルを設置しており、翌年より供用を開始し居住地域全域をカバーしております。これにより、どのお住いの地域からでも高速インターネットを利用できる環境にあります。

また、同時に自然苑・横浜漁港のライブカメラでは観光客が菜の花の開花状況を確認し、釣り客が波の高さを知るツールにも活用されておりま

す。今後も町民が光通信を利用できる環境整備に努めてまいります。

## 一般質問



野坂 浩二 議員

## 質問1

### ふるさと納税とそれに伴う町特産品の販路拡大について

各自自治体が財源に苦慮する中、過度な返礼品による自治体間の競争により総務省は制度を見直しました。そこで伺います。

①この制度におきましては、返礼品が寄付金の額を左右すると言われていますが、現在の状況はどうなっているのか。

②昨年度は6件・139万円の貴重なご寄付をいただいたようですが、現在の制度の利用状況についてお聞きします。

## 答弁(町長)

必要に応じた事業に対して活用していきたい

①当町の返礼品の現状としては、寄附金額の1割程度を町特産品である長芋やホタテ、また、菜の花プラザで販売されている加工品などを贈呈しています。

②令和元年度末での「ふるさと納税寄附基金」の残高は1,678万896円であり、その寄附金の使途につきましては、今年度においては一部基金を繰り入れ、横浜小学校及び横浜中学校の新入学生への体操着購入助成事業の貴重な財源とさせていただきます。

今後においても、必要に応じた事業に対して活用していきたいと考えております。



# 一般質問



北館 英輝 議員

## 質問1 横浜町地域農業再生協議会の情報不開示について

横浜町情報公開条例では、町が保有する情報の一層の公開を図り、町民の信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した町政を推進することを目的とすると明記してあります。町地域再生協議会の行政文書の情報開示を31年3月までしてきました。しかし、31年4月より情報開示を拒否しています。理由として、町地域再生協議会は任意団体であることから、町情報公開条例第2条1項の実施機関に該当しないとの回答です。

しかし、町地域再生協議会は町とは別組織ではあるものの、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真であり、町職員が町の事務の一環として担っていることが容易に推認されることから、不開示処分を取消し、改めて町再生協議会の情報開示を求めるものです。

## 答弁(町長)

横浜町情報公開条例に基づきながら開示できるものについては開示していきたい

この質問につきまして、令和元年第2回定例町議会の再質問でも開示ができないと回答しているところであり、今後につきましては、改めて個人情報等の観点等も踏まえながら開示できるとは、横濱町情報公開条例に基づきながら開示できるとは、開示していきたくないと考えております。

## 質問2

### 経営所得安定対策等交付金に係る報告書について

交付金に係る報告書は東北農政局青森拠点に31年2月14日と3月22日付けの2回提出されています。2月14日付けの報告書の経緯は水田活用直接支払い交付金、平成26年から平成30年度作付面積の過大申請分交付金返納額は32万9千円であり、

いは。

## 答弁(町長)

農政局からの決定は交付金の一部取り消しの内容であり、返納額の支払いについても交付金の一部取り消しの額であります

①2月14日付けの報告書については、対象農地の作付面積の確認を行わなかったことによる過大申請分に係る交付金の一部取り消しの報告であります。

その後、東北農政局青森拠点より、交付対象農地としての許可申請手続きを行ってあるかについて確認したところ、許可申請手続きは行っておりません。

このことから、対象農地における交付金の一部取り消しではなく、交付金の対象とならない全部取り消しの内容が2回目の報告であります。

②③農政局からの決定は、2月14日付けの交付金の一部取り消しの内容であり、実際の返納額の支払いについても、2月

## 質問3

### 水田活用の直接支払交付金の対象農地について

14日付けの交付金の一部取り消しの額であります。なお、農業者より農政局へ納付済みである確認をしております。

地域農業再生協議会は交付対象農地については定期的に確認し、適切に把握することとしております。耕作放棄地再生利用緊急対策の地番、上イタヤノ木188-1、188-2、向平22-1の3筆の再生利用工事面積は7,142㎡整備されています。私が6月議会です3筆の水路について説明したところ、水路については両方の地権者で話し合い、後で水路を掘った、その分を減らした面積が4,331㎡という事だと回答しています。そこで伺います。

①その後当該3筆の実測は行われたのか。

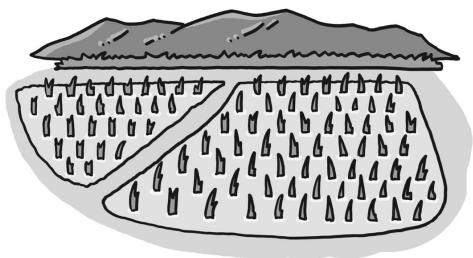
②当該地区の令和2年度経営所得安定対策等の3筆の状況を伺います。

## 答弁(町長)

農業者からの申請に基づき3筆ともに耕作している確認をしています

①水田活用の直接支払い交付金の対象は、耕作面積部分であることから、農業者からの申請に基づき、実測により確認をしております。

②令和2年度経営所得安定対策等に対する農業者からの申請に基づき、3筆ともに耕作している確認をしております。



## 一般質問



沖津 正博 議員

### 質問1

#### 「コロナとの新生活への支援と体制を」

今のところ町内ではコロナ禍による廃業は出ていないと伺っております。さらなる町民の被害救済と新型コロナウイルスとの共生生活も長期にわたるものと備えていかねばなりません。そこで伺います。

①症状がなくても希望すればコロナの検査が安価でできるような病院や県、国に強く求めることが重要です。とりわけ医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校などに接する全ての人の定期的な検査を行う事が待たれています。

②会議や会合、申請などスマホやパソコンで可能にするための支援や体制が障害者や高齢者にも利用できるよう求められています。

③異常気象による予期せぬ災害が勃発しており、避難所の拡充が求められています。専門家の知見を入れながら避難所の整備基準の見直しや充実を求めるものです。

### 答弁(町長)

#### 「新しい生活様式」への対応ができるよう施策を講じていく

①これまでPCR検査はクラスターや重症化リスクの高い人が優先されていましたが、軽症者等からの感染拡大リスクや院内・施設内の感染対策等に対応するため、国や県において改善策が講じられ、地域医師会が運営する「地域外来・検査センター」の拡充や抗原検査の導入等により徐々に検査能力の拡充を図っているところであり、町としましては、今後の体制

整備の動向をみながら対応していくこととなります。

②役場においてもウイズコロナの時代に対応すべく、町独自のインターネット回線によるウェブ会議システムを整備することとしております。

電子証明については、今後において今一度内容を精査し、検討いたします。

これからの「新しい生活様式」への対応ができるよう施策を講じてまいります。

③近年東北地方でも大規模な風水被害が発生しております。町の対策としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、災害時に避難所で使用する衛生用品等を整備する方向で進めています。

今後も町民が安心して避難所を利用できる環境整備に努めてまいります。

## 質問2

### 町定住奨学資金制度を求めぬ

人材不足が顕著で町の重要施策となる子育ての保育、高齢化人口が増える介護福祉、医療分野の人材確保が極めて厳しい状況にあると伺っています。

そこで、若者定住対策と合わせて、町独自の返還猶予を含めた奨学資金・資格取得の制度の検討ができないか、もしくは、保育介護医療に限らず全ての業種も利用できる町定住奨学資金制度も含めた検討はできないか伺います。

### 答弁(町長)

#### 限られた財源の中で様々な対策を打ち出して対応していく

町財政の状況等から現在、独自の奨学資金制度は創設しておりません。

しかし、当町の定住化対策については、各課で実施されている検診や子育て、住宅入居助成や、



小中学生への学びへの助成等についての現状報告や今後の対策等について、協議・検討されております。

また、その内容については「横浜、移住・定住サポートリーフレット」としてまとめられ町民課窓口等で配布されており、町としても限られた財源の中で、様々な対策を打ち出して対応しておりますので、これからの取り組みとして、ご理解とご協力をお願いします。

### 質問3

#### もつたない運動町の施策を求める

「もつたない・青森県民運動」は、「もつたない」の意識をもって、省エネやごみの減量やリサイクル、環境課題に取り組んでいこうという目的で平成20年にスタートした県民運動です。

また、平成23年に県内では新たな地球温暖化対策の指針となる「青森地球温暖化対策推進計画」を策定し、あらゆる主体

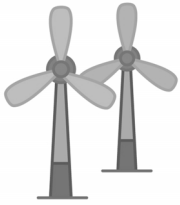
の連携・協働により低炭素社会づくりを目指すこととしています。町の取り組みについて伺います。

### 答弁(町長)

#### 再エネを通じた地域循環共生圏との環境にやさしいまちづくりの推進に努める

町の取り組みとしては、青森県が実施する「スマートムーブ通勤月間」への参加や、「再生可能エネルギーに関する協定」に基づく取り組みでは現在、神奈川県横浜市内の中小企業15社が、みんな電力を通じて横浜町の再エネ電力の使用を開始しています。

今後は、さらなる周知啓発を図り、町民の皆様と共同で再エネを通じた地域循環共生圏との環境にやさしいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。



## 新人議員研修会

8月27日(木)に労働福祉会館にて、新人議員研修会が開催され、新人議員2名が参加しました。

講師：田口 一博 氏  
演題：「議員として活躍するために」

今回の研修の内容を踏まえて、町民のために頑張れる議員を目指したいと思っております。(菊地議員より)



### 【陳情】

○陳情第1号 介護従事者の全国適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

提出者：青森市長島2丁目10番地17

青森県医療労働組合連合会

執行委員長 山本 陽子

審議結果：採択

○陳情第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

提出者：青森市長島2丁目10番地17

青森県医療労働組合連合会

執行委員長 山本 陽子

審議結果：採択

### 【要請】

○要請第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

提出者：青森市新町2丁目4番地1

青森県町村議会議長会

会長 石戸 秀雄

審議結果：可決

# 第2回臨時町議会

臨時町議会が10月14日に開催され2案件を審議し、原案のとおり可決しました。

## 〈審議した議案〉

◎物品売買契約の締結について  
令和2年9月30日入札の結果、落札者が決定したので令和2年10月2日付けで仮契約を締結した横浜町特産物加工品開発・生産強化事業について、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

◎物損事故に係る損害賠償の額の決定について  
令和2年8月12日に発生した物損事故に係る損害補償について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項及び町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決したものです。

**事業名** 横浜町特産物加工品開発・生産強化事業

**契約金額** 2, 659万8千円

**契約の相手方** 青森市中佃2丁目18番地20  
株式会社中西製作所  
青森営業所  
所長 石川 真吾

**和解の相手方** むつ市在住者(乙)

**損害賠償の額** 63, 470円

**事故の概要** 横浜町字有畑96番地1、阿弥陀堂出入口付近において、町(甲)が所有するU字側溝に、乙が車で乗り上げた際、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両底部カバー部分を破損させた。

## 《議員活動報告》

8月24日(月)

\*総務教育常任委員会

8月25日(火)

\*産業民生常任委員会

8月27日(木)

\*新人議員研修(青森市)

8月28日(金)

\*議会運営委員会  
(第3回定例会町議会)

9月4日(金)

\*洋上風力発電議員説明会

10月6日(火)

\*議会運営委員会  
(第2回臨時町議会)

10月14日(水)

\*全員協議会  
(公立野辺地病院収支状況)

10月19日(月)

\*広報編集委員会



## 議会を傍聴しませんか

町の動きを知るよい機会です。多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化の一つです。9月定例会の傍聴者は13人でした。次の定例会は12月(第4回定例議会)の予定です。みなさんの傍聴をお待ちしております。(詳しくは議会事務局まで)

みなさんの声をお聞かせください

町民の皆さんに親しまれる紙面づくりを目指し、ご意見、ご要望(傍聴された方のご意見も合わせて)お待ちしております。

議会広報編集委員会  
TEL78-2111 内線430・431